

回 覧(千代田地区)

令和3年3月17日

各 位

かすみがうら市長 坪 井 透
(農林水産課扱い・公印省略)

有害鳥獣捕獲の実施について（お知らせ）

このことについて、イノシシ・カラスによる農作物への被害防止のため、下記のとおり有害鳥獣捕獲を行いますのでお知らせします。

捕獲期間中は事故等の無いように安全には十分注意して実施をしますので、皆様方のご理解、ご協力をお願いいたします。

記

1. 捕獲鳥獣 イノシシ・カラス
2. 捕獲期間 令和3年4月1日（木）から令和3年4月30日（金）まで
3. 捕獲区域 イノシシ：かすみがうら市雪入・山本・上佐谷・中佐谷・下佐谷・
上志筑・中志筑・下志筑・横堀・大峰・上土田・飯田・
上稲吉(一部)

カ ラ ス：かすみがうら市千代田地区全域

※「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」を遵守し
住居が集合している場所などにおいて、銃猟はいたしません。

4. 捕獲方法 銃器・わなを使用
5. 従 事 者 かすみがうら市有害鳥獣捕獲隊（オレンジ色ベストを着用）
6. 連 絡 先 かすみがうら市役所 都市産業部 農林水産課 産業振興担当
TEL 029-897-1111 内線2502

